

第11条 基準第14条でいう中古車として必要な価格差とは、新車価格の93%以内の価格（以下「A点価格」という。）をいい、このA点価格と、年初における1年もの最前期の査定基準価格（以下「B点価格」という。）、或いは当年もの中古車が12ヵ月経過後到達すると予測される価格とを結ぶ線上の価格をもって、当年もの中古車の査定基準価格とする。ただし、特別なものにあつては市況、実績等を勘案し、本部承認の下、新車価格の95%をA点価格の上限とすることができる。

第12条 基準第15条で定める1年もの査定基準価格の設定に際して使用される年替り格差、積上額等は次の通りとする。

- (1) 年替り格差とは、後年もの車の最前期の価格と、前年もの車の最後期の価格とを比較した場合の差額をいう。
- (2) 積上額として使用する年替り格差は、別表2を参考として支所ごとに設定する。
- (3) 積上額を加算して設定する1年もの査定基準価格は、期区分の前期のものとする。
- (4) 期区分とは、初度登録月による車両の使用経過月数に応じた査定基準価格にするための区分をいう。
- (5) 1年もの中古車の査定基準価格の期区分は各支所ごとに設定する。

第13条 基準第16条で定める特殊な車の査定基準価格の設定は、別に定める当該車両についての残価率、若しくは積上額ないし積下額がある場合にはその数値を適用し、特に定めのない場合には支所が適切な方法により設定することができる。

第14条 支所より本部に提出する査定基準価格表は様式28によるものとする。

第15条 基準第19条でいう基本価格を有する中古車の「標準状態」は、次に掲げる車両程度のものとする。

- (1) 外装、内装は無傷とする。
- (2) エンジン、足回り関係は、走行に支障なく良好であること。
- (3) 車検の残月数は3ヵ月以内とする。
- (4) 走行キロ数は標準走行キロとする。
- (5) タイヤの残り溝は1.6mm（スリップサイン）以上あること。
- (6) その他、事故による修復歴、損傷減価要因、改造工作等のないこと。

(基準)

#### (基本価格の設定方法)

第20条 基本価格は次の方法をもって設定する。

各販売店は、毎月、基準第4条にいう査定基準価格から、標準整備費（内外装を除く。）、標準諸掛を控除し、特別調整を行って基本価格を設定する。

2. 各販売店が基本価格の設定に際して、査定基準価格から控除する標準整備費は、各社ごとに設定する。

……………細則第16条参照……………

3. 各販売店が基本価格の設定に際して、査定基準価格から控除する標準諸掛は、各社ごとに設定する。

……………細則第17条参照……………

4. 各販売店が基本価格の設定に際して行う特別調整は、各社ごとに設定する。

……………細則第18条参照……………

### 第3節 個別査定

#### (個別査定の方法)

第21条 販売店が行う個別査定は、細則第15条で定める標準状態を基準とし、被査定車の使用経過月数、走行キロ数、車検有効期間、定期点検実施状況等を考慮し、機能、外観、形状等について加減点を行い、被査定車の現状のままにおける経済価値を判定する。

……………細則第19条参照……………

#### (準拠すべき基準、様式)

第22条 個別査定は、別に定める加減点基準（販売店用、以下同じ。）によるほか、所定様式の個別査定書を用いるものとする。

……………細則第20条参照……………

#### (車種のクラス分け並びにクラス係数)

第23条 個別査定は、車種をクラス別に分類し、基本クラスに設定された減点点数に、クラス係数を乗じて得た減点点数を適用して行う。

……………細則第21条参照……………

#### (加減点の点数)

第24条 個別査定を行う加減点の点数は、商品価値の増減に見合う金額とする。

## (1) 乗用車系 (3、5、7、8ナンバー)

区分	ランク	箇所	適用係数	みなし修理費							
				特C	特B	特A	I	II	III	IV	軽
外板価値減点	①	連続するネジ止め外板 (交換)	0.6	600	480	440	400	350	300	240	240
	②	フロントパネル交換 ラジエータコアサポート交換 (溶接) ボディサイドシル交換 ステップ交換 サイドパネル交換 リヤフェンダ交換 リヤエンドパネル交換	0.8	750	660	590	530	450	370	280	280
修復歴減点	A	クロスメンバー フロントフロア インサイドパネル ピラー ルーフパネル単体交換 トランクフロア リヤフロア リヤサイドメンバー	1.0	1300	1050	900	750	650	500	400	400
	B	フロントサイドメンバー ピラー交換 ルーフ (ピラーから) リヤサイドメンバー交換	1.3	2500	2100	1800	1350	1100	850	650	650
	C	フレーム フロア フロアサイドメンバー ダッシュパネル	1.5	5350	3500	2500	1950	1550	1300	1050	1050

## (2) トラック系 (1、4、8ナンバー)

区分	ランク	箇所	適用係数	みなし修理費				
				I	II	III	IV	軽
外板価値減点	①	連続するネジ止め外板 (交換)	0.6	230	170	120	100	100
	②	フロントパネル交換 ラジエータコアサポート交換 (溶接) ボディサイドシル交換 ステップ交換 サイドパネル交換 キャブバックパネル交換 リヤコーナーパネル交換 リヤフェンダ交換 リヤエンドパネル交換	0.8	260	200	150	120	120
修復歴減点	A	クロスメンバー フロントフロア インサイドパネル ピラー ルーフパネル単体交換 トランクフロア リヤフロア リヤサイドメンバー	0.9	400	350	300	250	250
	B	フロントサイドメンバー ピラー交換 ルーフ (ピラーから) リヤサイドメンバー交換	1.0	550	500	400	350	350
	C	フレーム フロア フロアサイドメンバー ダッシュパネル	1.2	850	700	600	550	550

## 4. 骨格部位で修復歴とならないものの取扱い

- 1) 原則として外板価値減点②を適用する (クランプ跡のみも含む)。
- 2) ピラー、ルーフの現状凹みは、面積により板金修理とする。
- 3) 突き上げによる車底部の現状凹みは、面積により板金修理とし板金減点〈大〉(50点)を上限とする。
- 4) 「小さな損傷」は、修理減点、価値減点10点又は外板価値減点②を適用する。

修復歴の判断基準

〈修復歴及び骨格の基本定義〉

1. 下記の骨格部位に損傷があるもの又は修復されているものは修復歴とする。
2. 但し、小さな損傷は修復歴としない。また、骨格は溶接接合されている部位（部分）のみとし、ネジ止め部位（部分）は骨格としない。“溶接”にはリベット止め、接着剤止めで恒久的に取り付けられているものを含む。

No.	骨格部位	修復歴とするもの	修復歴としないもの
1	クロスメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの 3) 亀裂があるもの	①小さな凹み、亀裂又はその修理跡があるもの ②突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
2	サイドメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの	①ラジエータコアサポートより前に位置する部分及びリヤエンドパネルより後に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ②けん引フック取付け部の損傷又はその修理跡があるもの ③バンパステー取付け部の小さな凹み又はその修理跡があるもの ④突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
3	インサイドパネル (フロント) ダッシュパネル	1) 交換されているもの 2) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①ラジエータコアサポートより前に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ②小さな凹み又はその修理跡があるもの
4	ピラー (フロント・センター・リヤ)	1) 交換されているもの 2) スポット打ち直しがあるもの 3) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①一部外部に露出している部位に凹み又はその修理跡があるもの ②ボディサイドシルパネルの単体部品の交換時に生じるピラー下部に溶接処理跡があるもの ③シートベルトの挟み込みによる凹み、ドアの開きすぎによるヒンジ部の凹み又はふくらみ、及びそれらの修理跡があるもの ④1BOX車等でルーフパネルからステップまで一体として露出しているパネル状センターピラー等のアウター部はピラーとしない ⑤小さな凹み又はその修理跡があるもの
5	ルーフ	1) 交換されているもの 2) ルーフ周囲のインナー部に凹み、曲がり又はその修理跡のあるもの 3) ピラーから波及した凹み又はその修理跡があるもの	インナー部に小さな凹み、曲がり又はその修理跡があるもの
6	センターフロアパネル フロアサイドメンバー	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ（亀裂）があるもの 4) 外部又は外板を介してパネルに凹み、メンバーに曲がり又はその修理跡があるもの	①突き上げ等による凹み、曲がり又はその修理跡があるもの ②小さな凹み、曲がり、破れ又はその修理跡があるもの
7	リヤフロア (トランクフロア)	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ（亀裂）があるもの 4) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①リヤエンドパネル又はリヤフェンダ等の交換時に生じた損傷があるもの ②小さな凹み、破れ又はその修理跡があるもの ③スペアタイヤ等格納部の突き上げによる凹み又はその修理跡があるもの

①クランプ跡があっても上記基準に該当しない場合は、修復歴としない。

②修復歴の判断はボディ形状、構造（フレーム付き車等）や損傷の度合い等により異なる場合がある。

③外部、外板を介さない損傷又はその修理跡があるものは修復歴としない。

④小さな損傷の大きさはカードサイズ（8.5cm×5.4cm）未満とする。